第四章　国際文化交流の祭典推進会議

第二十条　政府は、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、国際文化交流の祭典推進会議を設けるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

外務大臣　河野　太郎
文部科学大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十九号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基本方針等（第三条―第五条）
第三章　所有者不明土地の利用の円滑化のための特別の措置
　第一節　地域福利増進事業の実施のための措置
　　第一款　地域福利増進事業の実施の準備（第六条―第九条）
　　第二款　裁定による特定所有者不明土地の使用（第十条―第二十六条）
　第二節　特定所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例
　　第一款　収用適格事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例（第二十七条―第三十六条）
　　第二款　都市計画事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例（第三十七条）
　第三節　不在者の財産及び相続財産の管理に関する民法の特例（第三十八条）
第四章　土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置
　第一節　土地所有者等関連情報の利用及び提供（第三十九条）
　第二節　特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例（第四十条）
第五章　雑則（第四十一条―第四十八条）
第六章　罰則（第四十九条―第五十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「所有者不明土地」とは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地をいう。

2　この法律において「特定所有者不明土地」とは、所有者不明土地のうち、現に建築物（物置その他の政令で定める簡易な構造の建築物で政令で定める規模未満のもの（以下「簡易建築物」という。）を除く。）が存せず、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地をいう。

3　この法律において「地域福利増進事業」とは、次に掲げる事業であって、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われるものをいう。

一　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）による路外駐車場その他一般交通の用に供する施設の整備に関する事業

二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校又はこれに準ずるその他の教育のための施設の整備に関する事業

三　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館（同法第四十二条に規定する公民館に類似する施設を含む。）又は図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館（同法第二十九条に規定する図書館と同種の施設を含む。）の整備に関する事業

四　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設の整備に関する事業

五　病院、療養所、診療所又は助産所の整備に関する事業

六　公園、緑地、広場又は運動場の整備に関する事業

七　住宅（被災者の居住の用に供するものに限る。）の整備に関する事業であって、災害（発生した日から起算して三年を経過していないものに限る。次号イにおいて同じ。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域内において行われるもの

八　購買施設、教養文化施設その他の施設で地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定めるものの整備に関する事業であって、次に掲げる区域内において行われるもの

イ　災害に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域

ロ　その周辺の地域において当該施設と同種の施設が著しく不足している区域

九　前各号に掲げる事業のほか、土地収用法第三条各号に掲げるもののうち地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定めるものの整備に関する事業

十　前各号に掲げる事業のために欠くことができない通路、材料置場その他の施設の整備に関する事業

4　この法律において「特定登記未了土地」とは、所有権の登記名義人の死亡後に相続登記等（相続による所有権の移転の登記その他の所有権の登記をいう。以下同じ。）がされていない土地であって、土地収用法第三条各号に掲げるものに関する事業（第二十七条第一項及び第三十九条第一項において「収用適格事業」という。）を実施しようとする区域の適切な選定その他の公共の利益となる事業の円滑な遂行を図るため当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を探索する必要があるものをいう。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第三条　国土交通大臣及び法務大臣は、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索（以下「所有者不明土地の利用の円滑化等」という。）に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。